

事務連絡
平成29年2月20日

道路・河川・海岸
美化ボランティア活動事業
参加団体 代表者 様

桑名建設事務所
総務・管理室 管理課長

道路・河川・海岸美化ボランティア活動にかかる助成について

平素は、三重県の建設行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、道路・河川美化ボランティア事業については平成7年度から、並びに海岸美化ボランティア事業については平成10年度から制度を設けて実施しているところですが、支給対象物品及び助成限度額について不明瞭な点がありましたので、このたび通知させていただきます。

1 ボランティア活動助成金について

各美化ボランティア活動において、1活動につき1人当たり300円を上限とします。

なお、同一日に道路美化、河川美化を実施する場合で、参加者が同一人物の場合は、助成金額の大きい方で支給させていただきます。

例) 道路 A人、河川 B人(A>B)の場合、300円×A人の範囲内

また、助成金額は、消費税込みの金額になります。

さらに、物品の単価には、配達料等経費が含まれておりますので、通常の販売価格より高くなっています。

2 ボランティア活動助成物品について

各美化ボランティア活動において、下記の物品を支給対象とさせていただきます。

草刈機用燃料(混合油、ガソリン)、軍手、タオル、お茶、ジュース、一輪車、草鎌、手袋、チップソー、草刈機替刃、石けん、ゴミ袋、火ばさみ、竹ぼうき、さらえ、のこぎり、防塵メガネ、ゴム手袋、草かき、消毒薬、肥料、帽子、花の種、苗木、用土、スコップ、フラワーポット、バリケード、水質浄化剤、洗剤

ただし、除草剤は支給対象外です。

事務担当

総務・管理室 管理課

TEL: 0594-24-3662

FAX: 0594-24-3696